

★★★ <第29回知的財産翻訳検定試験【第3回独文和訳】> ★★★
《ドイツ語》

【問1】

幽霊ドライバーとも呼ばれる逆走ドライバーは、事故発生時に死亡者や負傷者および甚大な物的損害を招く原因となる。ナビゲーション装置だけを頼りに、たとえば道路クラスや道路方向に関する情報により認識することは、たいていの場合、手遅れとなる。すなわち、逆走ドライバーは既に、誤った車線を高い走行速度で走行していて、いつ衝突してもおかしくない状況にある。逆走ドライバーの近くにいるドライバーには、たとえば車車間通信を介して、またはモバイル通信を用いて、警告が与えられ得る。

逆走の半数以上は、連邦高速自動車道路（BAB）のジャンクションで始まる。特に高速自動車道路における逆走の場合には、高い衝突速度で事故が発生し、ひいては重い負傷または致死負傷が頻繁に発生する。

【問2】

[0009] 本発明は、過給装置の軸受ハウジングにおいて、軸受ハウジングを閉じる軸受ハウジングカバーを、ねじ結合を介して固有の軸受ハウジングに固定し、この場合、軸受ハウジングカバー自体がねじエレメントを形成する、という一般思想に基づいている。したがって、用語「ねじ結合」とは、軸受ハウジングカバーを軸受ハウジングに螺合により締結する別体のねじと解釈されるのではなく、軸受ハウジングカバー自体が、いわばねじとして形成されていて、これにより軸受ハウジングカバー自体が回転運動によって軸受ハウジングに螺合により締結され、これによって固定され得る。このためには、本発明による軸受ハウジングカバーが、第1のねじ山を有し、それに対して、本発明による軸受ハウジングは、第1のねじ山に対して相補的に形成された第2のねじ山を有するので、軸受ハウジングカバーは軸受ハウジングに、単純な回転運動によって螺合により取り付けられ得る。

[0016] 図1に示したように、過給装置の軸受ハウジング1（過給装置のその他の部分は図示されていない）、たとえば自動車の排ガスターボチャージャーの軸受ハウジング1が、金属から形成された軸受ハウジングカバー2を有する。軸受ハウジングカバー2をできるだけ簡単に軸受ハウジング1に取り付け、かつこれにより特に軸受ハウジング1を軸方向でシールすることができるようにするために、本発明によれば、軸受ハウジングカバー2には第1のねじ山3

が、軸受ハウジング 1 には、第 1 のねじ山 3 に対して相補的に形成された第 2 のねじ山 4 が、それぞれ設けられているので、軸受ハウジングカバー 2 は軸受ハウジング 1 に単純な回転運動によって螺合により取り付けられ得る。この場合、軸受ハウジングカバー 2 に設けられた第 1 のねじ山 3 が、雄ねじ山として形成されており、それに対して、軸受ハウジング 1 に設けられた第 2 のねじ山 4 が、第 1 のねじ山 3 に対して相補的に形成された雌ねじ山として形成されているか、またはこの構成とは逆に、第 1 のねじ山 3 が雌ねじ山として形成されていて、第 2 のねじ山 4 が、第 1 のねじ山 3 に対して相補的に形成された雄ねじ山として形成されている。さらに、この雄ねじ山および／または雌ねじ山、すなわち第 1 のねじ山 3 および／または第 2 のねじ山 4 は、緩み止め式に構成されていてよく、これにより、軸受ハウジングカバー 2 が軸受ハウジング 1 から意図せずに緩んでしまうことが回避され得るか、または少なくとも困難にされ得る。

[0017] 軸受ハウジングカバー 2 はこの場合、アルミニウム、特にアルミニウムダイカストまたは鋼から形成されており、後者の場合には、軸受ハウジングカバー 2 は付加的に窒化浸炭またはブルーイングの形の防食を有していてよい。軸受ハウジングカバー 2 をできるだけ廉価に、しかも質的に高価値に製造することができるようにするために、この軸受ハウジングカバー 2 は好ましくは変形加工法、特に鍛造または冷間流れ押出し加工によって製造される。

【問 3】

[特許請求の範囲]

[請求項 1] 少なくとも 1 種のエチレン不飽和モノマー a) と、選択的に架橋剤 b) と、少なくとも 1 種の開始剤 c) と、水と、を含有するモノマー水溶液を重合させる方法であって、第 1 のステップ i) で液滴を形成し、該液滴を第 2 のステップ i i) で疎水性表面上で重合させる方法において、前記少なくとも 1 種の開始剤 c) が、熱開始剤であり、前記ステップ i i) における重合を熱により実施することを特徴とする、モノマー水溶液を重合させる方法。

[請求項 2] 前記モノマー溶液が、実質的に光開始剤を含有せず、前記重合を実質的に紫外線の不在で実施することを特徴とする、請求項 1 記載の方法。

[請求項 3] 前記ステップ i i) における熱重合の際の温度が、100～250℃であることを特徴とする、請求項 1 または 2 記載の方法。

[請求項4] 前記開始剤c)が、アゾ開始剤、過酸化物、ヒドロペルオキシド、過酸化水素または過硫酸塩であることを特徴とする、請求項1から3までのいずれか1項記載の方法。